

本案件は2021年12月1日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公 示 日 : 2022年1月12日(水)

調達管理番号 : 21a00520

国 名 : エジプト

担 当 部 署 : 中東・欧州部中東第一課

調 達 件 名 : エジプト国大エジプト博物館マネジメント支援（文化遺産活用）【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 文化遺産活用
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022年3月上旬～2022年12月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 4.50 国内 0.85 合計 5.35
- (3) 業務日数 :

- ・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 18日、国内整理 1日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 42日、国内整理 1日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 38日、国内整理 1日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 37日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次現地業務期間を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2022年2月2日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2022年2月15日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	博物館における文化遺産活用に係る各種業務
対象国／地域又は類似地域	エジプト／中東地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
(2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

エジプト・アラブ共和国（以下、「エジプト」という。）において観光セクターは、経済波及効果・雇用創出効果が大きく、当国の四大外貨獲得源の一つであり、経常収支の黒字化を目指す上での重要産業として位置付けられている。中でも、歴史的文化遺産の有効活用は、観光セクターにおいて最も重要な課題の一つであり、これまでルクソール、アレキサンドリア等において博物館等の建設を進めてきた。当国で最も重要な歴史的文化遺産を保存・展示しているカイロ博物館（1902年に開館）は、開館から 100 年以上が経過し、建物・設備の老朽化が目立っている上に、展示のためのスペースや技術、人材が不足し、近代的な博物館としての

機能は低い水準に留まっている。かかる問題の解決のために、その収蔵品の価値に見合った、保存修復・展示・研究・教育を行える機能を備えた新しい博物館の整備が急務であったことから、エジプト政府より日本政府に対して大エジプト博物館（Grand Egyptian Museum。以下、「GEM」という。）の建設に対する円借款供与の要請がなされた。これに対し、日本政府は「大エジプト博物館建設事業」への円借款供与（第1期：2006年5月L/A調印、承諾額34,838百万円、第2期：2016年10月L/A調印、承諾額49,409百万円）を決定し、2022年内の完工を目指し建設工事が進められている。

これまでJICAは、GEMに関して円借款に加え包括的な支援を行っている。具体的には、「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（GEM-JC：GEM Joint Conservation Project）を通じ、GEM保存修復センターをエジプトにおける文化財保存修復の中心的な研究機関にすべく、同職員に対し保存修復技術等の能力向上を目的とした技術支援を実施している。また、「大エジプト博物館運営・展示プロジェクト」（GEM-CD：Capacity Development Project for Management and Exhibition of GEM）を通じ、GEMの職員に対して、博物館運営及び展示に係る能力向上に向けた技術支援を実施している。さらに、「第二の太陽の船復原に係る業務」を通じ、将来GEMでの展示が予定されている「第二の太陽の船」の復原考察等を支援している。

2019年に、エジプト政府よりGEMの運営にあたりハイレベルのマネジメント及び同マネジメントをサポートするチームの派遣に係る要請を受け、日本政府はGEMの第一館長補派遣（2021年12月～派遣中）及び第一館長補と連携して活動する専門家を派遣することを決定した。

このような背景を踏まえ、第一館長補と連携する専門家（文化遺産活用）を派遣することにより、GEMが所有する文化遺産の有効活用等を図り、エジプトの観光産業の発展並びに同国における日本のビジビリティの向上による二国間関係を強化することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、GEM Authority をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ業務を行う。具体的担当事項は次のとおりとする（複数回の現地業務・国内作業となるが、いずれの回も同一の業務内容である）。

（1）現地業務期間

① C/P 及び GEM 第一館長補に対し、以下に関する助言・提言を行う。

- 博物館イベントや広報資料作成等のプロモーション活動における文化遺産の有効活用

- GEM の展示物の入れ替えや、先駆的なデジタル技術導入実績の調査等をもとにしたエジプト国内外の博物館等での文化遺産活用
 - エジプト国内外の博物館・研究機関との文化遺産活用に係る連携強化の促進。
- ② JICA エジプト事務所に現地業務結果報告書を提出し、現地業務結果を報告する。

(2) 国内作業期間（国内準備・国内整理）

- ① JICA 中東・欧州部中東第一課と協議を行い、本業務の目的・趣旨、活動方針等を確認する。
- ② JICA エジプト事務所と連絡を取り、現地での日程の確認を行う。
- ③ 業務ワークプランを JICA 中東・欧州部中東第一課に提出、報告する。
- ④ 現地業務結果報告書を JICA 中東・欧州部中東第一課に提出し、報告する。
- ⑤ 専門家業務完了報告書を監督職員に報告する（最終の国内作業期間のみ）。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における最終的な報告書は「(3) 専門家業務完了報告書」とする。

(1) 業務ワークプラン（第 1 次現地業務期間前）

和文 2 部（JICA 中東・欧州部中東第一課、エジプト事務所へ各 1 部）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

和文 2 部（JICA 中東・欧州部中東第一課、エジプト事務所へ各 1 部）

ただし、第 4 次現地業務結果報告書は(3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（2022 年 12 月 14 日までに提出）

和文 3 部（JICA 中東・欧州部中東第一課、エジプト事務所へ各 1 部）

なお、上記報告書は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませす（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドバイまたはアブダビ⇄カイロを標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の在外事業強化費については、JICA エジプト事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませないので、見積書への記載は不要です）。
- ・ 車両関係費（通勤を除く業務用）
 - ・ 通信費（携帯電話・インターネット通信費）
 - ・ 資料等作成費
- * 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地業務期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程
業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎：なし
 - イ) 宿舎手配：なし
 - ウ) 車両借上げ：なし
 - エ) 通訳備上：なし
 - オ) 現地日程のアレンジ：なし
 - カ) 執務スペースの提供：GEM 内における執務スペース提供
- (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 中東・欧州部中東第一課（TEL:03-5226-6828）にて配付します。

- ・ エジプト国大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト
事業完了報告書（1期）

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ）提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 博物館における文化遺産活用に係る業務経験を有することが求められます。また、エジプト考古学等に関する知識を有することが望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上